

平成 30 年度内閣府本府実施施策に係る政策評価書（案）のポイント

内閣府本府政策評価基本計画（平成 29 年 3 月決定、平成 30 年 4 月一部改正）及び平成 30 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 30 年 4 月決定、平成 31 年 3 月一部改正）に基づき、平成 30 年度に実施した施策に係る事後評価についてのポイントは以下のとおり。

1. 事後評価の対象について

【平成 30 年度に実施した施策について】

		評価時期	
		令和元年 8 月実施	
評価方式	実績評価方式	17 政策・33 施策	21 政策・47 施策
	総合評価方式	2 政策・2 施策	8 政策・17 施策
計		19 政策・35 施策	24 政策・64 施策

2. 政策評価結果の概要

（1）実績評価方式

【評価結果（目標の達成状況）】（注）暫定評価を含む。

区分※	① 目標 超過達成	② 目標達成	③ 相当程度 進展あり	④ 進展が 大きくない	⑤ 目標に 向かっていない	数値未集計に つき判定せず	計
該当施策数 (割合%)	2 (6%)	14 (42%)	10 (30%)	5 (16%)	0 (0%)	2 (6%)	33 (100%)
【参考】 昨年度の 評価結果	0 (0%)	14 (38%)	19 (51%)	2 (5%)	0 (0%)	2 (5%)	37 (100%)

※ 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）において、施策ごとの目標達成度合いについて、各行政機関共通の区分として、上記の表のとおり 5 段階区分を適用することとされている（別紙 1）。

※ 今回から新たに政策評価結果に関する判定基準（別紙 2）を導入し、基準を明確化したため、昨年度の評価結果の分布とは単純な比較ができない。

（2）総合評価方式

①子どもの貧困対策の総合的推進

平成 26 年度以降、全国各地で様々な施策を実施した結果、大綱に掲げられた 25 の指標が改善していることは評価。しかし、子どもの貧困率やひとり親の状況は依然として厳しいことから、今後も継続的に施策を実施していくことが必要。

②科学技術イノベーション創造の推進

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（第 1 期：平成 26 年度～30 年度）により、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び内閣府のイニシアティブの下、府省連携が図られた一方、SIP で支援する課題（プログラム）については今後精査することが必要。

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」
 (平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承) (抜粋)

各行政機関共通区分 (5 段階区分) の評価基準

① 目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
② 目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
③ 相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
④ 進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
⑤ 目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

(注) いずれの基準においても、単なる目標 (値) と実績 (値) の比較だけではなく、測定指標の特性に応じた適切な目標 (値) (目標達成時期の適切さ等を含む) が設定されていたか、外部要因等事前に想定できなかった事情が実績 (値) に影響を与えていないか等を考慮して判断する。

内閣府本府政策評価結果における「目標達成度合いの測定結果」欄の判定基準

1. 測定指標の目標に対する達成状況に係る判定基準

「測定指標」欄中、「達成状況」には、目標に対する達成度の観点から、以下の4区分（定性的な指標の場合は3区分）に則った判定を記載する。

	定量的な指標の場合		定性的な指標の場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	□	実績値が目標値の150%以上の場合	△	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
	○	実績値が目標値の90%以上150%未満の場合	○	おおむね目標を達成しており、取組が有効である場合
	△	実績値が目標値の50%以上90%未満の場合	△	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
	×	実績値が目標値の50%未満の場合	×	現在の取組では有効性に問題がある場合

※評価書作成時点で実績値が集計できない場合は「—」とするが、極力「—」は避け、可能な限り推計値等により暫定的な判定を行うこととする。やむを得ず「—」とする場合は、実績値の確定後、再度評価を行う。

2. 施策の目標達成度合いに係る判定基準

事前分析表で、あらかじめ、測定指標のうち、主要なもの（注）を1つ以上定めることとし、ガイドライン上にある5段階区分による施策分野毎の目標に対する達成度合いの判定については、以下に示す手順1及び手順2を踏まえて行うものとする。

区分	判定方法	
	手順1	手順2
「① 目標超過達成」	すべての指標が「□」又は「○」	主要な指標がすべて「□」
「② 目標達成」		主要な指標のうち一つでも「○」が含まれる
「③ 相当程度進展あり」	「△」又は「×」の指標を含む	主要な指標のうち「□」及び「○」が半数以上、かつ主要な指標に「×」が含まれない
「④ 進展が大きくない」		「③」及び「⑤」のいずれにも該当しない場合
「⑤ 目標に向かっていない」		主要な指標のうち「×」が一つでも含まれる

なお、最終的な判定は上記1, 2の手順を踏んだものを基本としつつ、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、評価するものとする。

（注）「主要なもの」の基準については、その「目標」の達成状況そのものを示すなど、その指標が達成できたかどうかとその目標が達成されたかどうかに関係するものがこれに当たるものとする。